



令和5年10月診療分から 草津市子ども医療費助成制度の 対象年齢を中学生・高校生等まで拡大します。

対象者 草津市に住民票がある中学生・高校生等

(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

※障がい者、ひとり親家庭等の福祉医療費助成や生活保護を受けている場合は除く

※令和5年度は平成17年4月2日～平成23年4月1日生まれの人が対象です。

学校等への在学や婚姻・就労の有無は問いません。

拡大開始月 令和5年10月診療分から

助成内容 医療費の窓口負担分(3割)から、 自己負担金(※)を控除した額を助成

保険適用外(予防接種、差額ベッド代等)、入院時の食事代等は助成対象外

※「自己負担金」について

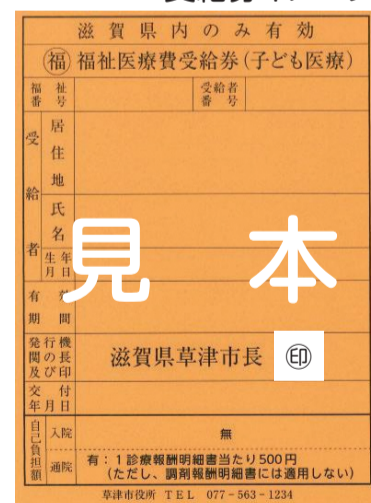
通院:1診療報酬明細書当たり500円(調剤は自己負担金なし) 入院:自己負担金なし

受給券 助成を受けるためには申請が必要です。

対象の方には、8月に受給券の交付申請書を送付しますので、
郵送で申請してください。9月に受給券を郵送します。

受給券イメージ

- ◆受給券の色はオレンジ色になります。
- ◆医療機関での医療保険資格確認の際に、受給券を窓口で提示してください。
- ※受給券は滋賀県内のみ有効です。
県外で受診された場合は、医療費の窓口負担分を医療機関へ支払後、
領収書等を持参し、市へ申請いただくと、後日払い戻しをします。



その他

現在、小学生のお子さまには、有効期間を18歳に達する日以後の
最初の3月31日まで延長した受給券を送付します。(申請不要)

お問い合わせ先

草津市 健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL:077-561-6975 FAX:077-561-2480



草津市公認
マスコットキャラクター
たび丸